

証 拠 説 明 書

平成 25 (2013) 年 4 月 5 日

福島地方検察庁
検事正 塚 徹 殿

告訴・告発人代理人

弁護士 河合 弘 

弁護士 保田 行雄 

弁護士 海渡 雄一 

極めて重要な証拠書類なので精読されたい。本書類は東京電力による自白書類である。

| 号 証 | 標 目 (原本・写しの別) | 作 成 年月日 | 作成者 | 立 証 趣 旨 |
|-------|---------------------------------|-----------------------|------|---|
| 甲 4 0 | 福島原子力事故の総括および原子力安全改革プラン骨子（中間報告） | 写 し H24. 12. 14 | 東京電力 | 1, 被告訴人らに予見可能性があったこと及び結果回避義務を怠ったこと、すなわち、過失が認められること。 2, 本書が、「福島原子力事故の反省」として、設計段階において、外的事象（地震・津波）を起因とする共通原因故障への配慮が足りない |

かったとしていること。そして、本書が、設計段階の技術力不足、更にその後の継続的な安全性向上の努力不足により、炉心溶融、更には広域に大量の放射性物質を放出させるという深刻な事故を引き起こしたことを認めていること（3頁）。

すなわち、原子力発電事業者の取締役である被告訴人らにとつて、これらは当然に善管注意義務の内容であったにもかかわらず、怠ったといえること。

3、①地震調査研究推進本部が、2002年7月に、福島県沖の海溝沿いでも津波の発生は否定できないと見解を示していたこと、②2006年には溢水勉強会において、全電源

喪失に至る危険性が示されていたこと、③ 2008年には、社内検討において、津波海上高さ 15.7 mとの試算結果を得ていたこと（6 頁）。

すなわち、本件事故の原因たる地震・津波について、被告訴人らに予見可能性があったことが認められること 4、本書が福島原子力事故からの教訓に基づく直接的な対策を挙げていること（13 頁ないし 16 頁）。具体的には、津波に関しては、津波による浸水を防ぎ、電源及びほかの重要機器を守る対策の実施を挙げているところ、これらの対策をしていれば、津波を防げたといえること。

すなわち、上述の結

| | | | | | |
|--|--|--|--|--|------------------------|
| | | | | | 果回避行為を行われなかつたと認められること。 |
|--|--|--|--|--|------------------------|

以上